

○議長（仲村清信君） 日程第二 会期の決定についてを議題といたします。
今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） おはようございます。
御指名をいただきまして、去る一月十六日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず、日程でございますが、本日の臨時会に提案されております案件は、市長からの損害賠償額の決定一件と補正予算四件と議会から意見書二件、決議一件の八件となっております。

次に日程の順序でございますが、先例になりましたお手元に御配付の順に編成いたしました。

次に議案の取り扱いですが、議案は損害賠償額の決定の議案を先に審議をお願いし、次に人事異動に伴います人件費の補正予算でありますので、慎重審議のうえすべて即決でお願いすることにいたしました。

したがいまして、会期につきましては本日一日限りとするものと議会運営委員会で決定いたしました。また全員協議会でございますが、理事者からの申入れがあり、本日の本会議終了後に開催し、御協議願うことといたしたいと思います。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、本議会が円滑に運営されますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましてはただいま委員長から報告されたとおり、一月二十三日日本日一日限りとすることに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第三 議案第五号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（教育次長 矢崎茂夫君 登壇）

○教育次長（矢崎茂夫君） 御指名をいただきまして、議案第五号 損害賠償額の決定について提案理由と内容について御説明申し上げます。

御承知のように、平成二年度は市制二十周年にあたり、多くの記念事業を行っているところでございます。市立図書館におきまして、主催事業として昨年十一月十八日に作家の椎名誠、写真家の岡田昇両氏をお招きいたしまして、市民会館で記念講演を実施いたしました。その際、市職員による映写機の取り扱いの不注意により、スライド用フィルムを損傷するという事故を起こしてしまいました。つきましては、当該事項に対する市が負担すべき損害賠償の額を決定していただくために、地方自治法第九十六条第一項第十三号の規定に基づき議会の議決をいただきました。本議案を御提案申し上げます。次第でございます。

かかる事故を起こしてしまいましたことを深くお詫び申し上げる次第でございます。

それではその内容について御説明申し上げます。

まず、損害賠償の額でございますが、合計六十万八千円でございます。内訳といたしまして、原版フィルム二枚分で六十万円とプリントフィルム四枚分で八万円でございます。なお、当該賠償額をもって示談の内諾をいただいております。

次に損害賠償の相手方でございますが、東京都福生市加美平二丁目一四番四の岡田昇氏でございます。次に事故の概略でございますが、平成二年十一月十八日午後一時三十分ごろ、福生市民会館大ホールにおいて市制二十周年記念事業の講演会を実施いたしました。事前において講演に使用するスライド用映写機の調整をしておりまして、レンズの取付けが不十分であったため、映写ランプの熱によりまして岡田昇氏所有の原版フィルム等六枚に損傷を与えてしまったというものでございます。

以上大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明に変えさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） いくつか伺っておきたいのですが、私は基本的にはきちんとした形で補償や賠償をすべきであるという意見なのです。いずれにしても、先ほどの提案説明の中では、市が損害を賠償すべき額をこのようにして提案したのだという提案理由の説明だったわけですが、一つ目は六十万八千円という額についての賠償基準がどのようなことで置かれてきたかということについて伺っておきたいと思えます。当然のように何らかの形で基準があって、保険会社からのお話があったということかもしれないが、基準額はどのような形でこの額になったのかということをお伺いしたいと思います。

それからもう一つは示談の中身の問題です。示談については内諾を得ているということですが、示談書の中身についてもすでに相手方と直接的な交渉を行っているというふうに理解してよろしいのかということとです。具体的に相手の方とお話をしていると思いますが、そのことについて伺っておきたいと思えます。それからこれは金額と示談の中身に關することなのですが、そもそもこのことに関しては市側の全面的なミスであるというような理解をしてよろしいかどうかということをお伺いしたいと思います。基本的なことです。

その次には、こちら側が犯しましたミスと言いますか、こちら側に原因のある事故について当初どのような形で相手方と対応したのか。つまり、ちゃんと謝ったのかということとです。私の想像ではしかるべき責任者がすぐに会う形で話をしたのではないかと思います。そうした事故の処理についてはどのような形で行ったのかということをお伺いしたいと思います。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは六十万八千円の基準ということでございます。前後するかと思えますが、この事故が発生した後に岡田さんとお会いしたわけですが、話の中でそういった問題が出てきたわけです。それについて本人からはオリジナル版については一枚三十万円であるという話がございます、私

ども帰りましてそれを検討いたしました。こういった査定というのはなかなか難しいのでございまして、日本写真家協会というところがございしますので、そういったところに問い合わせてみたところ、大体プロの写真家の相場はそのくらいだということでした。岡田さんからもプロの相場は大体このくらいだという話がありました。なお、日本写真家協会に照会をしてみましたら、プロの写真家の中堅どころの相場は大体三十万円くらいだというお話を伺っております。私の方といたしましても、いろいろと検討した結果、また、こういった相場について決定をするのが難しいということではございませんが、要求があったことへの対応について弁護士さんと相談しまして無理がないところではないかという話をいただきましたので、基準につきましては要求のあった額でいいだろうということとでそのようにさせていただいたわけでございます。それからその後、岡田氏本人から映写用スライドフィルムの損害賠償についての申し立てというものがございました、その中にもいま申し上げたような内容で申し立て書が出ているわけでございます。まだ交渉はしていますが、岡田氏はこの額ならいつでも示談の考えがあるということでございます。したがって、御議決をいただければ、この内容で正式に示談書を取り交わして示談に持っていくたいと考えております。

それから直接の交渉でございますが、そういった意味で岡田氏とは昨年の十二月に、いまたまた担当の館長が病気でございますので、私の命において係長と一緒に行って話をしているところでございます。

全面的に市に責任があるのかということでございますが、やはり、今度の損害賠償につきましては民法上の損害賠償ということになるかと思いますが、市が業務を行っていることについて第三者所有のフィルムに損害を与えたということについては、当然市の責任においてそのものについての賠償をすべきではないかと思っております。

また、この講演会につきましては、先ほど申し上げましたように椎名誠氏と岡田昇氏がそろって講演を行うということで岡田氏のスライド写真をもとにして講演を行う予定だったのですが、市にスライド映写機がございませんでしたので他所からお借りした機械で事前に調整するというところでございました。しか

しながら午前中に事業が行われておりましたので、終わった段階で調整を行いました。が、ピントが甘いということから見てみようと、レンズがずれていたとかそういったことでスライド映写の時間が長引いてしまっていて、こういった事故が発生したというふうに判断しております。したがって市の方の責任において負担をするというふうに考えておるところでございます。

それから対応でございますが、そういった形で講演の前にフィルムが損傷したということを立て会った人も理解していますし、本人もそうだったようです。すぐに翌日にでも講演会のお礼、あるいは事故が起きた問題の取り扱いについてお伺いすべきだったと思いますが、二週間近くたってしまったということですね。後にお礼のお手紙を差し上げ、またその中に当日のスナップ写真等も入れて岡田氏の自宅に郵送しましたところ、その事故のことに對して即日対応せず、こんなに時間がたってから対応したということでお叱りを受けたわけです。十二月の議会中に私もその話を聞きまして、さっそく朝、議会前に私と教育長と係長二人で岡田氏の自宅に伺いまして、まずお詫びを申し上げ、またその夜私が直接岡田氏にお会いして前段の処理のまずさについては丁重にお詫びをいたしました。そういったことで本来でしたら即日対応すべきでしたが、少々遅れてしまったことについて非常に申し訳なく思っているところでございます。

○十三番（遠藤洋一君） 要するに金額については、客観的に尋ねた結果この額であるということですね。ばくは金額については先ほど申し上げましたが、写真の価値というのは難しいから、基本的にはあってないようなもので、下世話に言えば相手の言い値かもしれないかもしれませんが、ちゃんと応えてあげた方がいいだろうと思います。

ただ、とても気になるのは、対応のところでのこの事実は初めて聞くわけですが、一週間もほっておいたということが実際に市の主催事業で講師の方をお招きしてなにかこういうことが起きたにもかかわらず対応がすぐできなかったというのは教育委員会がきちんとした考え方を持っていないと、「福生に講演に行く」とやばい。」とか言われると困るわけです。そこところは教育委員会の方できちんと今後の対応が出てくると思いますから、これからこのようなことがあったら、すぐにきちんと対応していただきたいと思います。私の聞いている範囲ではむしろ岡田氏の方からどうなっているのだというふうに聞かれて

いるはずなのです。その対応が非常にまずいということもあったと思います。いずれにしても、きちんとした対応をすみやかにしていただきたいと思います。

もう一つは今回のこともそうですが、今後の考え方なのですが、この手の作品をお預かりすると言いますか、使う時の補償、保険の関係ですね。少なくとも私の個人的なことを言えば一昨年の十月末に公民館の展示室で行った福島菊次郎さんの写真展のときには右翼が乱入して写真に傷をつけたわけですが、きちんとした保険をかけてありまして、二百万円という額ですが、全額保険会社が支払って、作品としては再生しているわけです。もちろんそれはプリントの問題とオリジナルのリバーサルの問題はあるかもしれない。せんが、質問の中身としましては今回の処置に関しては、保険等についてはまったく考えなかったのかということがあるわけです。それはたとえ作家の方が持ち込んだにしても市の方が受けた以上は、市の責任で保険に入っているべきことだと思えますが、そのところはそのようなことが必要ないというふうに判断していたのかどうかということがあります。

それからこれからのことですが、このような作品を使うようなことに関しては、保険についてはどのように考えているのか。また、講師の方については事故についてのそのほかのこと、講演中の事故も含めて、例えばいきなりライトが落ちてきてけがしたなどということもありますが、そういった保険関係については行っているのですか。それともこれから取るつもりか聞いておきたいのです。私どもの小さな生協でも生協組合の催物のときは全員保険をかけますし、お預かりした子供さんにかけるということももちろんやっていますし、講師の先生にも謝礼をもちろん払いますが、その方の講演中の保険のような形も含めて行っています。わが福生市におきましては、そのへんはどうなのかということも含めて伺っておきたいのです。

○教育次長（矢崎茂夫君） 今回の事故に對しての今後の問題ですが、図書館で児童絵画の作品展などを行ったときなどは保険はかけております。たまたま今回の講演会については、スライドということでは、本当はよもやのための保険なのですが、図書館でもよもや事故は起こらないだろうということで保険をかけていなかったということでございます。実は私自身も今回のこういった事故を通して多くを

学ばされました。今後市がこういった事業を行うについても、機械の取り扱い、あるいはフィルムの取り扱い、保険の問題、あらゆる面でいまさらということではございますが、今後こういった事業を行うについてはいろいろの問題があるということを非常に勉強させられたわけでございます。したがって、今回の場合については保険はかけていなかったのですが、今後は第三者の作品をお預かりしたりするときには当然保険をかけるべきだろうと思います。

それから講師の保険でございますが、いまはそういった講師に対する保険は市の方ではかけていないと考えております。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。保険に対する基本的な認識が違うような気がします。こんなところで学ばれては困ると思います。六十万八千円も払って、高い代償で、いまさらながら人の芸術作品に保険が必要だということを学ばれたなどということでは、福生市の教育委員会とあるうものがそういう対応では非常に困ると私は思います。そういうことでは作家が作品を貸してくれなくなってしまうと思います。粗雑に扱うなどということがこれからないようにしていただきたいと思ひますし、質問ではありませんが、講師も含めて、講師を依頼して福生市まで来ていただく途上の事故についてはどうするのだということがあるのです。そういうことがあっていろいろ保険をかけるようになってきたわけですから、市が呼んだのだから来いということではなくて処理をしているのだということをきちんとして示すことで来ていただきたい先生にはちゃんと来ていただくような形になっていくと思うので、そのところはきちんとしていただきたいと思います。

私はこの議案についてはもちろん反対するものではありませんので、そのところだけ申し述べたいと思います。

○十一番（松山 清君） 私も参考までに二つほどお聞きしておきたいと思ひます。いずれにしてもこうした事故が起きてしまつてそれについての賠償をせざるを得ないということはやむを得ないことだろうと思ひますし、高い授業料と言ひますか、苦い教訓としてこういうことは二度と起きないようになければならないということは申すまでもないことだと思ひます。

一つは、いままで議会にかかる損害賠償と言ひますと、大体損害賠償の例があるわけです。一般的に人身事故を起こした時には即座に対応しているだろうと思ひますし、例えば人身ではなかったけれども、事故という例もあつて賠償していると思ひます。そういう場合の事故処理については市役所としてはどういう扱いをしているのですか。ただちに事故を起こした当事者が上司に報告するというふうになっていると思うのですが、そういうものはいままでは別段そうでなくてもよかったのですか。参考に自動車事故の例を取つてどういうふう処理しているのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから次長がいろいろ説明はしているのですが、私は参考までにこのことをお聞きしておきたいと思ひます。岡田さんと会つた、電話で連絡を取つた、その経過を日時を追つてお知らせいただけませんか。十二月に会つたと言つても十二月も一日から三十一日まで幅広い範囲があるわけですから、経過を追つて参考までにきちんとして記録しておかなければならないと思ひつてゐるので、経過を追つてその点だけ報告していただきたいと思ひます。事故が起きたのは十一月十八日から一週間と言ひますが、それは六日なのか、八日なのか。そのへんもきちんとして経過を報告してください。

それから六十万八千円を個人で賠償するというのであれば、いまの説明ではとても納得できるようなものではないのです。その点だけ付け加えておきます。

○総務部長（森田 進君） 事故の後の処理につきましての質問でございますが、自動車事故の場合にはそれぞれ主管課から私の方へ事故報告書がまいりまして、まず所定の手続きが終わつてゐるかどうか、相手方との示談なり、折衝、そういったものを報告と同時に進めていく。そして保険関係についても合わせて手続きを行つていくという形で処理してゐます。

○教育次長（矢崎茂夫君） いま手元に資料がないのですが、十一月十八日に事故を起こした。それから十二月五日の議会の初日に途中でそういった情報を聞きまして、五日に係長にまず岡田さんのところに行つてもらつてゐます。その翌日十二月六日の日は朝議会の開会前に先ほど申し上げましたように教育長と私と係長二人で岡田さんの家へとりあえずお詫びにいきました。そしてその日の五時三十分ごろ、私と係長二人で岡田さんの家に行きまして、図書館に戻りまして、そこでお話をしました。その日は口頭でそう

いった話を聞いていまして、こういった問題については口頭でお話があって、そうですかというわけには
いかなのです、行政の場合はこうですという話をするためにもう一度私が岡田さんの家に係長一名と同
いしました。その日にちは議会開会中でしたが、いまちょっと不明です。そういったことで岡田さんにお詫
びをし、御理解をいただき、話をする中では、今後私も多忙なときがあるので、連絡調整については係長
が絶えずさせていただきますのでということで、それ以後は係長が何回か足を運んでいます。その日付は
私はちょっとわからないのです。それから十二月の年末年始の特別休暇に入る前に係長から岡田さんが今
晩からまた北海道にでかけるといふ連絡がございました。また十二月二十二日に岡田さんから申立て書が
出まして、岡田さんが北海道にでかけるといふことでございましたので、私が足を運ぶべきですが、とり
あえず電話をし、北海道へでかけられるようですが、過去お話し合いをし、申し立て書が出ましたが、こ
れ以下に金額を下げていただくことができないでしょうかという話をしました。その中でこれがせい
っぱいだということ、岡田さんが一月の十三、四日まで北海道に行っているということでございます
で、その間に情勢変化や事務的な処理等がありましたら、この金額でよろしいのですねという確認を電話
でしました。そんなところが特に私が動いた経過でございまして、あとは係長が絶えず連絡調整をしてい
たということでございます。

○十三番（松山 清君） 参考までにお聞きしますが、自動車事故の場合には事故報告書を提出してもらっ
ているということですが、この事故報告書というのは事故が起きてからどのくらいで出てきますか。事故
報告書が出るまで自動車事故が発生したということを知らないということではないと思うのですが、いま
まではそのへんの事故報告書が出るまでの間はどのような措置になっているのですか。事故報告書とい
うのは通常どのくらいで出してもらっているのですか。自動車事故が起きた場合に事故報告書が出されるま
での期間は例えば三日なのか、即日出されるのか、一週間なのか、おおよそで結構です。
それから自動車事故を起こした場合の当事者が必ず上司に報告するでしょう。文書をもって報告だとい
うことではなく、口頭で報告すると思います。それは通常すぐだと思っっているのですが、その点はどうで
すか。もうちょっとくわしく願います。

それから十一月十八日に事故が起きて、十二月五日までこの間十七日間になりますか、次長の耳には全
くこのことが入らなかったというふうに理解してよろしいのですか。その点。

○総務部長（森田 進君） 交通事故に対する処理の方法ですが、事故が起きますと、起こった時点でその
内容について口頭での報告がされます。と同時に事故の内容によっても違います。当然警察の関係、当
事者との対応をできるだけすみやかに行うということを前提にいたしました。報告書という形で文書が出
てくるのはそれから若干時間がかかるという形で通常でございます。そしてその報告書に基づいて保険等
の請求が起こってまいります。

○教育次長（矢崎茂夫君） 事故としてそういった報告を受けたのは松山議員さんがおっしゃったように十
二月五日でございます。

○十一番（松山 清君） 自動車事故とは対象が違いますから、まったく同じだとは言いませんが、自動車
事故等の場合は全職員に対してそういう形できちんと処理するようにはなっていると思うのです。人命に
かわかる問題もありますから、当然そうなっていると思います。しかしそういうことは職員の皆さんも承
知しているわけですから、ただ、芸術作品と言いますか、そういった分野のものだからすぐ頭にぱっとひ
らめかなかったのかもしれない。いづれにしても、十一月十八日から十二月五日まで、まったく責任
者たるべきところに連絡が行かなかったというのは十分今後の教訓とすべき問題だろうと思います。これ
が即日対応されていれば、金額等にも大きな影響が出たのかなとも私は思うのです。それは早くても遅く
ても同じかもしれませんが、しかし二週間以上も伝わらなかったというところに今後改めて行かなければ
ならない問題があったというふうに思っております。いづれにしても苦い教訓と言いますか、高い代償を
払うということですから、今後はそのようなことはないと思いますが、その点だけ申し上げておきたいと
思います。

○十八番（小野沢久君） 事故についてはそれなりに話は聞いていましたが、いまの答弁を聞いていますと、
だんだん話がややこしくなってきたてわかりにくくなってきたています。事故の起きた十一月十八日から十
二月五日までの間に次長の耳には入っていないということは現場サイドでは事故という扱いをしていな

かったのかどうか。事故という認識があったのかどうかという点、どのくらい現場サイドで把握していたのか。次長の耳に入っていないということは市長部局の方は口頭でもすぐ話が来るのですが、教育委員会ではその程度のことは事故ではないのか、話が入ってこないというのはそういう扱いになっていたのか、そのへんの対応がどうだったのかという点を一点お願いします。

○教育次長（矢崎茂夫君） 最初に講演会の際には岡田さんはスライドの調整がうまくいかないということとでスライドの上映による講演はやめにしたという話はしております。したがって、後ほどわかったことだと思えますが、フィルムオリジナル版と焼付け版との差、そのフィルムに対する価値観だとか、オリジナル版だということはわからなかったのだと思います。後に岡田さんから原版である、それしかないという話があって、フィルムの価値観が変わってきてびっくりしたことだと思えます。したがって、全くほらうっておいだということではないと思えますが、価値観がわからなくて後でこのように問題が大きくなってきてしまったということだと私は理解しております。後にお礼の手紙を差し上げてオリジナル版をどうしてくれるのだということから始まったので、それが恐らく職員にはわからなかったのではないかというふうに推測しております。

○十八番（小野沢久君） そうしますと、所有者の方から言われるまでは事故という認識はなかったということですか。感じとしては。そのへんはどうなのですか。次長の考え方は。

○教育次長（矢崎茂夫君） 現場にいた人はそういうことになったということで、価値観は別として岡田さんのものを損傷したということについて、事故といったことは理解していたと思いますが、重大な事故と言いますか、事故でも重大な事故と軽易な事故と言っては失礼ですが、そのへんの差が後になって出てきたのかなと思います。

○十八番（小野沢久君） 重大な事故だとか、軽易な事故だとか、だんだん話が難しくなってしまうのですが、これ以上この話を続けてもあれなのですが、やはり、すぐに対応しないということが行政として一番まずい点ではないかと思えます。重大だとか、軽易だとかという前の問題で早く対応すればそれなりに相手方もこの事故に限ってはありませんが、良心的に対応してくれる。対応がもらえるからそれではそう

のかということとで相手側が突っ張ってくるということも往々にして起きるわけですから、これを一つの教訓としてすぐに対応するように、行政にはそういう組織がきちんとあるわけですから、そういう中でそういうことを訓練しておいて対応ができるようにしていただきたいということを強く要望しておきます。

それからもう一つせっかくこれからいろいろな形で大切なものや値段の張るものを集めて市民に多く見ていただいたりする機会も増えてきますので、これを一つの教訓としてこりるのではなくて、前向きにどんどん進めていただきたい。それにはそれに対応する保険の話も含めたいいろいろな対応もそれなりの検討をしていただく中でこわがらずにどんどん前向きに進めていただきたい。クリエイティブでチャレンジングもしていかなければいけませんから、授業料としてこの金額が妥当かどうかは別にしましても、前向きな形でこれを教訓にしていだきたいということを要望しておきます。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。
これより議案第五号について採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第五号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第四 議案第一号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第一号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第四号）について提案理由と内容について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入で特定防衛施設周辺整備調整交付金の確定に伴う追加分及び田園西地区土地区画整理事業で一部補助対象事業等として採択されましたことに伴う補助金の交付でございます。

歳出では職員人件費、ただいま議決いただきましたフィルム損傷事故の示談に伴う賠償金、健康センター駐車場の用地買収価格の確定による増加分、それと田園西地区土地区画整理事業で事業費増による委託料の追加でございます。人件費関係は各款、項、共通の理由でございますので、共通の内容について説明をさせていただきますと存じます。まず、給料につきましては一千八百五十万一千円の減額でございます。四月及び十月の人事異動に伴う予算科目の調整による減額分二百四十三万円、それと退職者を含めた人事異動に伴う減額分一千四十四万一千円、さらに育児休暇による減額分五百六十八万円との合計額でございます。職員手当につきましては、職員期末勤勉手当が主なもので、当初予算計上の年間期末勤勉手当五・一カ月分が五・三五カ月分となりました。その差〇・二五カ月分と各種手当等の相殺額で二千九百四十八万七千円の増額と相なる次第でございます。共済費につきましては負担率の確定に伴います当初予算見込み計上額との精算によりますもので、四百五十三万六千円の減額でございます。なお、給与改定及び期末手当の役職及び段階別加算措置によります補正は三月の議会にお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは内容について御説明申し上げます。予算書の一ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第一条で既決予算額に歳入歳出それぞれ三千九十七万円を追加し、予算総額を百七十一億円二千六百十一万三千円と定めようとするものでございます。

三ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては第十款国庫支出金で三千九十七万円の追加でございます。特定防衛施設周辺整備調整交付金の確定に伴います増額分二千八百九十七万円と田園西地区土地区画整理事業で調査費の一部が補助対象になりました二百万円が交付されることによります合計額でございます。

四ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、先ほど説明申し上げましたように、今回の補正予算は職員人件費が主なものでございますので、各款項共通で先ほど御説明申し上げましたので、金額と職員の人数を申し上げます、その説明とさせていただきます。まず議会費におきましては百八十七万七千円の追加で職員八名分でございます。

第二款総務費でございますが、総務管理費で七百六十六万二千円の追加でございますが、職員七十七名分の人件費七百五十四千円と先ほど議決いただきましたフィルム損傷に伴います損害賠償金六十万八千円との合計額でございます。次に徴税費の二百七十二万円の追加は職員三十名分でございます。戸籍住民基本台帳費の八十五万七千円の減額は職員十七名分でございます。選挙費の八万二千円の追加は職員三名分でございます。統計調査費の四十八万四千円の追加は職員二名分でございます。監査委員費の三百六十四万七千円の減額は職員三名分でございます。総務費は以上の額を相殺いたしまして六百四十四万四千円の追加となります。

次に第三款民生費でございますが、社会福祉費の七十六万円の追加は職員二十九名分、児童福祉費の五百八十六万一千円の減額は職員二十七名分でございます。生活保護費の百二十九万円の追加は職員六名分でございます。民生費は以上の額を相殺しまして三百八十一万一千円の減額となります。

次に第四款衛生費でございます。保健衛生費の五千四十一万二千円の追加は健康センター駐車場用地の買収価格が平方メートル当たり四十三万円、面積が五百六十八・六一平方メートルと確定したことによります増額分五千四百二十八万五千円と職員十名分の減額三百八十七万三千円との相殺額でございます。清掃費の四百五十一万一千円の減額は職員十三名分でございます。衛生費は以上の額を相殺しまして四千五百九十万一千円の増額でございます。

次に第六款の農林水産業費の農業費五十四万六千円の追加は職員三名分でございます。

第七款商工費の商工費の百七十九万二千円の減額は職員四名分でございます。

第八款土木費の土木管理費の二十七万二千円追加は職員四名分でございます。道路橋りょう費の百七十七万四千円の追加は職員十一名分でございます。都市計画費の六百八十三万六千円の補正は田園西地区土地区画整理事業で公園の基本設計等を行う事業費の増によります増額三百三十九万七千円と職員二十名分の人件費の増額で三百四十三万九千円との合計額でございます。住宅費の二十四万四千円の追加は職員二名分でございます。土木費は以上の額を相殺いたしまして九百十二万五千円の増額でございます。

次に第十款の教育費の教育総務費の三十四万五千円の追加は職員二十一名分、小学校費の百二十二万九

千円の追加は職員十四名分、中学校費の四十九万四千円の追加は職員六名分、学校給食費の二百五十五万六千円の追加は職員二十六名分、社会教育費の百二十六万六千円の追加は職員三十七名分、保健体育費の五十七万円の減額は職員十名分でございます。

次に予備費でございますが、三千三百六十四万一千円の減額でこれは歳出充当によります財源調整でございます。

以上が今回の内容でございます。歳入歳出予算の補正総額三千九十七万円を追加し、予算総額は百七十一億二千六百一十一万三千円と相なる次第でございます。

以上大要雑駁な説明でございますが、慎重御審議いただきまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 一つお聞きしたいのは、歳入で二百万円の田園西地区土地区画整理事業の補助金があり、歳出で三百三十九万七千円の委託料という形になっておりますが、公園が云々ということがあって、歳出でこの三百三十九万円を委託料として現時点で追加することについてもう少し説明をさせていただきたいのです。二百万円入ったから支出するということになると思いますが、この時点で二月、あと二カ月で出さなければならぬということの説明してください。なぜそんなことを申しますかと言いますと、ほかは人件費だけでこの部分と健康センターの用地買収費というようなものもあります。執行しようとすればできる、しかしほかのことはやりませんということですからもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○建設部長（小野光朗君） 松山議員さんに対してしまして御答弁申し上げます。

これは新たに六十二年以降にできた制度でございます。この補助金の制度は新市街地土地利用転換促進事業補助金交付要綱というものができまして、福生市の場合平成二年度にその調査費が出ることになったわけです。この内容といたしましては、当初調査設計費を田園西地区の土地区画整理事業で都市計画決定

に向けての作業を進めたわけですが、この制度が新たにできまして、福生市がその該当になったということとでございます。その分二百万円が増加したわけでございます。これが歳入でございます。それに伴ってこの補助金が約三分の一の補助ということでございますので、ここで三百三十九万七千円を含めまして全体として調査費の中では六百九十九万四千円くらいかかるのではないかと思います。それを含めて現在作業を進める中でグレードアップ等を含めて考えて、この補助金を消化してまいりたいと思います。現在そういう作業を進めておりますので、年度末までにはこれを消化しきることになると思います。

○十一番（松山 清君） 年度末までに消化できるということですね。これは当然委託料として出してしましますから年度末までに執行してもらおうのでしょうか、それはできるということになると三百万円、四百万円の執行ならこの時点でも補正予算を組んでもできるということになるわけです。本来ならほかの分野でもやればやれることになる証明にもなると思うので、私はそういうふうにごこの場では受け止めておきます。

それで、二百万円補助がついて、グレードアップというのはどんなものがグレードアップした形になるのでしょうか。私が素人的に考えれば二百万円の補助を追加して委託料として四百万円くらい出しているわけでしょう。逆に言えば財源調整があって、新たな一般財源の支出がなくなるということも考えられるわけです。そういうことはちょっとやっていることです。しかしそうではなくてさらに追加をして出すというのですから、その追加分、グレードアップというのはどんなものなのかやはり本会議でお聞きしておかなければと思つたのでお聞きしておきます。

○建設部長（小野光朗君） 当初作業等で二百三十四万円見ていました。全体の補助対象の額になるのですが、その中にこれを充当すべき問題の前の段階としては調査設計とかそういったものの中で二百三十四万五千円取っていたわけでございます。この中の場合によつてはあの地域の公園として一般的に区画整理の中では基準で三％の公園があればいいのですが、個性的なものということで専門家に見ていただいたり、いろいろと現地を見に行くといったことをしながら、独特な公園ができないかという努力をしてみたいとこととでございますので、よろしくお願いいたします。

○十一番（松山 清君） きょうはこのくらいにしておきます。努力して見たいということなのですが、本来なら努力してみたいくらいのことです。努力して見たいということなのですが、この程度にしておきます。またいろいろの機会がありますから、お聞きしたいと思います。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第一号は、原案のとおり可決されました。

十一時十五分まで休憩いたします。

午前 十一時 四分 休憩

午前 十一時 十五分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第五 議案第二号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第二号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計補正予算と同様職員の人事異動等によります人件費並びに期末手当の支給率、共済費の負担率の改定に伴い、その必要が生じたものでございます。恐れ入りますが、四七ページをお開きいただきたいと思います。まず総則でございますが、予算の増減

には関係なく、歳出におきまして職員八名分の人件費の増額に伴います款項間の組替えを行うものでございまして、歳入歳出予算の金額は補正前と同額の二十二億六千二百六十二万一千円とするものでござい

す。

次に四九ページをお開きいただきたいと思います。第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。今回の補正では歳出のみでございます。総務費の総務管理費におきまして三百三十七万円の増額は職員八名分の人件費でございます。先ほど申し上げました職員の人事異動等に伴うものでございます。次に予備費でございますが、三百三十七万円の減額は、財源調整をさせていただいたものでございます。したがって、歳出の合計は補正前と同額の二十二億六千二百六十二万一千円と相なるものでござい

す。

以上大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第二号は原案のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第六 議案第三号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

(建設部長 小野光朗君登壇)

今回の補正の内容にございますが、職員人件費のみの補正でございまして、四月、十月の職員の人事異動及び期末勤手当の率の改定に伴う補正でございます。

それでは予算の内容について申し上げます。

次に六五ヘーシをお開きいたしたいと思います。第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。総務費で三十八万五千円の追加補正であります、内容といしましては、職員十三名分の職員

給料で三万八千円、職員手当等で四十万七千円をそれぞれ増額し、共済組合負担金で六万円の減額をし、うとするものでございます。次に事業費でございますが、十四万七千円の追加補正でございまして、内容といったしましては、職員二名分の職員手当等で十五万六千円の増額をし、共済組合負担金で九千円の減額をし、うとするものでございます。次に予備費でございますが、五十三万二千円の減額をし、財源調整をするものでございます。したがしまして、歳出合計額は補正前と同額の二十二億七千四百四十万二千円でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第三号は原案のとおり可決されました。

[illegible]

○議長（仲村清信君） 日程第七 議案第四号 平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）を

議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 小野光朗君登壇)

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第四号 平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は一般会計で説明がありましたように職員の人事異動及び期末手当等の差額等に伴う人件費の補正でございます。

八ページを開きたいと思っています。総則でございますが、第一条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百八十三万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八億三千二百七十四万四千円と定めようとするものでございます。

次に八三ページをお開きください。第一表歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入におきまして東京都からの受託水道事業収入で百八十三万六千円を減額いたしましたして、歳入合計八億三千二百七十四万四千円にいたそうとしますものでございます。

次に歳出でございますが、受託水道事業費、水道管理費におきまして職員二十八名分の給料等で百八十八万四千円の減額でございます。内容といたしましては浄水費では職員二名分四十二万七千円の増額、配水費では職員十名分四百三十九万四千円の減額、給水費では職員三名分四十六万九千円の増額、受託事業